

インターネットによる議会中継・録画配信業務委託契約書（案）

福島県（以下「甲」という）と（以下「乙」という）との間において、インターネットによる議会中継に関する単価契約を締結する。

（委託内容）

第1条 乙は、福島県議会定例会及び臨時会並びに全員協議会において、インターネットによる議会中継・録画配信業務の提供を行うものとする。

2 乙は、インターネットによる議会中継業務を行うに当たっては別紙「インターネットによる議会中継・録画配信業務仕様書」に基づいて実施しなければならない。

第2条 この契約の有効期間は令和7年4月1日から令和7年11月30日までとする。

第3条 この契約上のインターネットによる議会中継予定日数は、別紙「インターネットによる議会中継予定日数」のとおりとする。

（委託単価）

第4条 乙が第1条による業務の対価として甲が乙に支払う単価は、以下のとおりとする。

	インターネットによる議会中継・録画配信 1日あたり
福島県議会定例会及び臨時会並びに全員協議会	円

（契約保証金）

第5条 乙がこの契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金の額は、委託単価金額に予定日数を乗じた金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条第1項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

（完了の確認）

第6条 甲は、乙によるインターネットによる議会中継・録画配信業務の提供について実地及び中継・録画映像等で完了確認するものとする。

第7条 乙は、業務完了後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に乙に対し、単価に基づいた委託料を支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払いを遅延したときは、乙は甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払日の日まで、年2.5%の割合で算定した額（100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求できるものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、インターネットによる議会中継・録画配信に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（報告等）

第9条 甲は、乙のインターネットによる議会中継・録画配信において、必要な報告を求め、履行に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙が、正当な理由なくして、本契約に定める条項に違反したときは、相手方に催告を行った後、文書により契約を解除することができる。

2 甲は、乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して合理的な一定の猶予期間を定めて当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による

解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく使用開始期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の使用開始期限の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で算定した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第13条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により算定した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、この契約による義務を負うために個人情報を取り扱うに当たっては、

別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

インターネットによる議会中継予定日数

契約期間中のインターネットによる議会中継予定日数は、15日。

1 本会議

(1) 令和7年6月定例会（6回）

- ①開会日
- ②代表質問（1日目）
- ③代表質問（2日目）
- ④一般質問（1日目）
- ⑤一般質問（2日目）
- ⑥閉会日

(2) 令和7年9月定例会（7回）

- ①開会日
- ②代表質問（1日目）
- ③代表質問（2日目）
- ④一般質問（1日目）
- ⑤一般質問（2日目）
- ⑥総括審査会
- ⑦閉会日

2 臨時会

知事が必要と認めたとき、または議員定数の4分の1以上の議員から付議すべき事件を示して請求があったとき、知事があらかじめ事件を示して招集される。

※直近は令和3年11月29日。

3 全員協議会

県政の重要な課題について協議を行うために不定期で開催される。

※過去5年間開催実績なし。